

夜間金庫規定

株式会社 琉球銀行

107-521 (2020年4月1日現在)

夜間金庫規定

1. (使用目的)

この夜間金庫は、当行における本人名義の当座預金、普通預金へ入金するため窓口営業時間外に使用してください。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する9月末または3月末までとし、契約期間満了日までに本人または当行から解約の申出をしないかぎりこの契約は期間満了日の翌日から半年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (基本料金)

- (1) この夜間金庫の基本料金は、当行所定の料率により契約期間中の分を一括前払いするものとし、契約日ならびに毎年4月または10月の当行所定の日に本人が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ基本料金に充当します。なお、当初契約期間の基本料金は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 基本料金は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の基本料金は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの基本料金を月割計算により返戻します。

4. (使用方法)

- (1) この夜間金庫を使用するときは、現金のほか預金に受入れる事のできる証券類（以下「証券類」という）を、当行所定の専用入金伝票と共に当行所定の入金袋（以下「入金袋」という）に入れ、その入金袋を施錠の上夜間金庫に投入して下さい。なお、専用入金伝票には、店番、口座番号、入金額その他の必要事項を記入して下さい。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ使用記録票を受取して下さい。

5. (預金への受入処理)

- (1) 夜間金庫に投入された入金袋内の現金と証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続きにより確認のうえご指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認して下さい。
- (2) 前項の取り扱いに当たり、専用入金伝票に記載された金額が当行で確認した現

金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当行は責任を負いません。

6. (入金袋等の返却)

入金袋等は当行の受入手続き終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

- (1) 投入口の鍵は、本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副二個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

8. (手数料)

夜間金庫の使用に当たっては、当行所定の手数料を当行所定の方法で、お支払いいただきます。

9. (鍵、入金袋の喪失・き損)

投入口の鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは直ちに書面によって当行に届け出下さい。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担して下さい。

10. (届出事項の変更等)

- (1) 印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

11. (損害の負担等)

この夜間金庫の使用に当たり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない使用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの夜間金庫の使用申込をおことわりするものとします。

13. (解約等)

- (1) この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止また解約することができます。この場合には、投入口の扉鍵、入金袋、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしてください。なお、鍵・入金袋を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- (2) この契約は、本人が使用料、取扱手数料を支払わないとき、または当行の都合によりいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしてください。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの夜間金庫の利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があった時は、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで夜間金庫を解約して下さい。

- ① 本人が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

14. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の使用権は、譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入の鍵、入金袋および入金袋鍵についても同様とします。

15. (変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更されることがあります。この場合、当行は当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- (3) 当行ウェブサイトはこの規定が掲載されている場合、当行ウェブサイトに掲載された規定が最新の規定であり、本取引についての効力を優先的に有するものとします。

16. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

以上